

# 青森県報

第三千六百三十三号

平成二十一年  
十一月十八日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

保安林の指定解除.....	(林 政 課) 一
漁業の許可等の申請期間.....	(水産振興課) 一
宅地建物取引業法に基づく処分に係る聴聞.....	(建築住宅課) 二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正.....	(経 理 課) 二

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告.....	(県 民 生 活 文 化 課) 二
歯科技工士国家試験の施行.....	(医 療 薬 務 課) 三
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要.....	(経 営 支 援 課) 三
県営土地改良事業計画変更の決定.....	(農 村 整 備 課) 四

## 告 示

青森県告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

(一) 保安林の所在場所

上北郡おいらせ町一川目一三三（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

(三) 保安林解除の理由  
海岸保全施設用地とするため

(四) 保安林の所在場所

(一) 上北郡おいらせ町一川目一三三（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

(三) 保安林解除の理由  
海岸保全施設用地とするため

(四) 保安林の所在場所

(一) 上北郡おいらせ町一川目一三三（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

(三) 保安林解除の理由  
海岸保全施設用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びおいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第七百三十八号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定め、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十一年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十二年一月四日から同月十五日まで

備考

一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業

二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十

一号の各漁業権漁場の区域

三 操業期間 平成二十二年二月一日から同年七月三十一日まで

四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 一四一隻

青森県告示第七百三十九号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により公示する。

平成二十一年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

処分を受けよとする者 青森市中央四丁目九の一七 有 限 会 社 瑞 翁 通 産 業	聴 聞 期 日 平成二十一年十二月八 日 午 前 十 時	聴 聞 場 所 青森市長島一丁目の一 青森県庁西棟七階C会議 室
---	--	---

青森県告示第七百四十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「 本 店 本店営業部浅虫 出張所	」 青森市橋本一丁目 青森市大字浅虫	を に改め、
-------------------------	--------------------------	-----------

浅 虫 支 店 青森市大字浅虫

造 道 支 店 青森市岡造道二丁目

造 道 支 店 青森市浪打一丁目

八 戸 支 店 南 郷 出 張 所 八 戸 市 南 郷 区 大 字 市 野 沢

八 戸 支 店 南 郷 出 張 所 八 戸 市 南 郷 区 大 字 市 野 沢

八 戸 支 店 是 川 出 張 所 八 戸 市 是 川 三 丁 目

是 川 支 店 八 戸 市 是 川 三 丁 目

を削り、

を

に、

を

に改め、

を削る。

# 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年十月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人バイオマス・水素エネルギーネットワーク

三 代表者の氏名

金谷 年展

四 主たる事務所の所在地

青森市長島二丁目一の五 みどりやビル九F

五 定款に記載された目的

この法人は、環境保全と循環型社会の構築、および地域経済の活性化を目指して、市民や地域が主体となった省エネルギー活動を推進することと、「バイオマスを中心とした再生可能な自然エネルギー、及び水素エネルギー」（以下、「クリーンエネルギー」という）の普及、促進、及びそのために必要な社会的制度、政策の提言と実現をはかることをもって、地球環境の保全、および、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

歯科技工士国家試験の施行

平成二十二年歯科技工士国家試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成二十一年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

学説試験 平成二十二年二月十七日（水）

実地試験 平成二十二年二月十八日（木）

2 場所

青森市大字三内字稲元一二二の二

青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成二十二年一月四日（月）から同月八日（金）まで。ただし、郵送による場合は同月八日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループにおいて交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二九一）に問い合わせること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目一の一、一の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイアル株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 越智壯

三 弘前市の意見の概要

1 駐車場の移設後も「騒音に係る環境基準」を満たすよう努力すること。

2 高齢者及び障害者等が不便なく利用できるよう配慮すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成二十一年十一月十八日から同年十二月十八日まで  
3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、  
杭止堰地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備）計画を変更  
したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、  
次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年十一月十九日から同年十二月十七日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭